

国指定鳥獣保護区変更(拡張)及び 特別保護地区の指定について

平成29年10月25日(水)
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
特別保護 指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区 において、区 域と期間を定 める

(法第32条) 損失の補償

第28条第11項の規定により当該土地又は鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

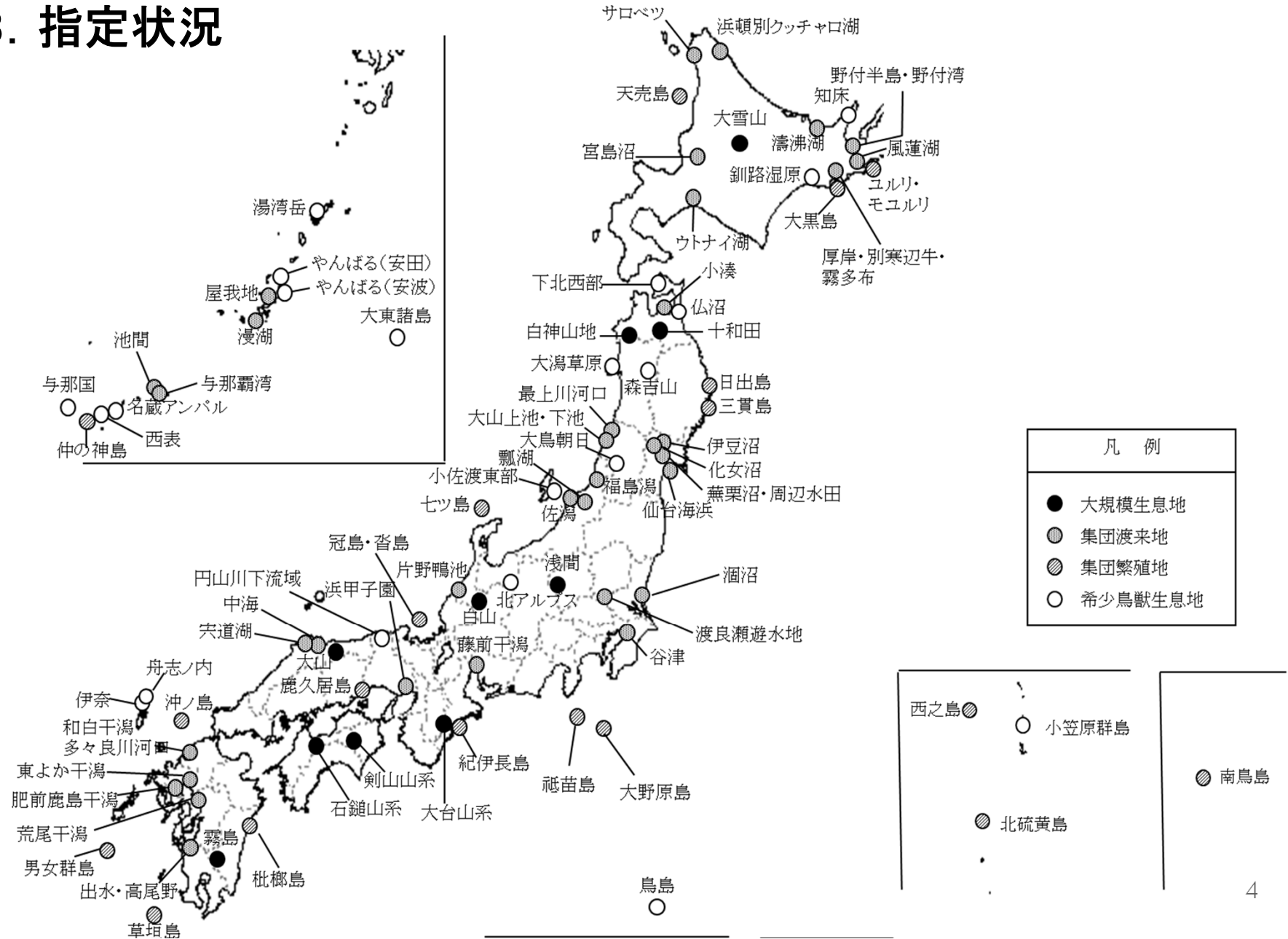
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

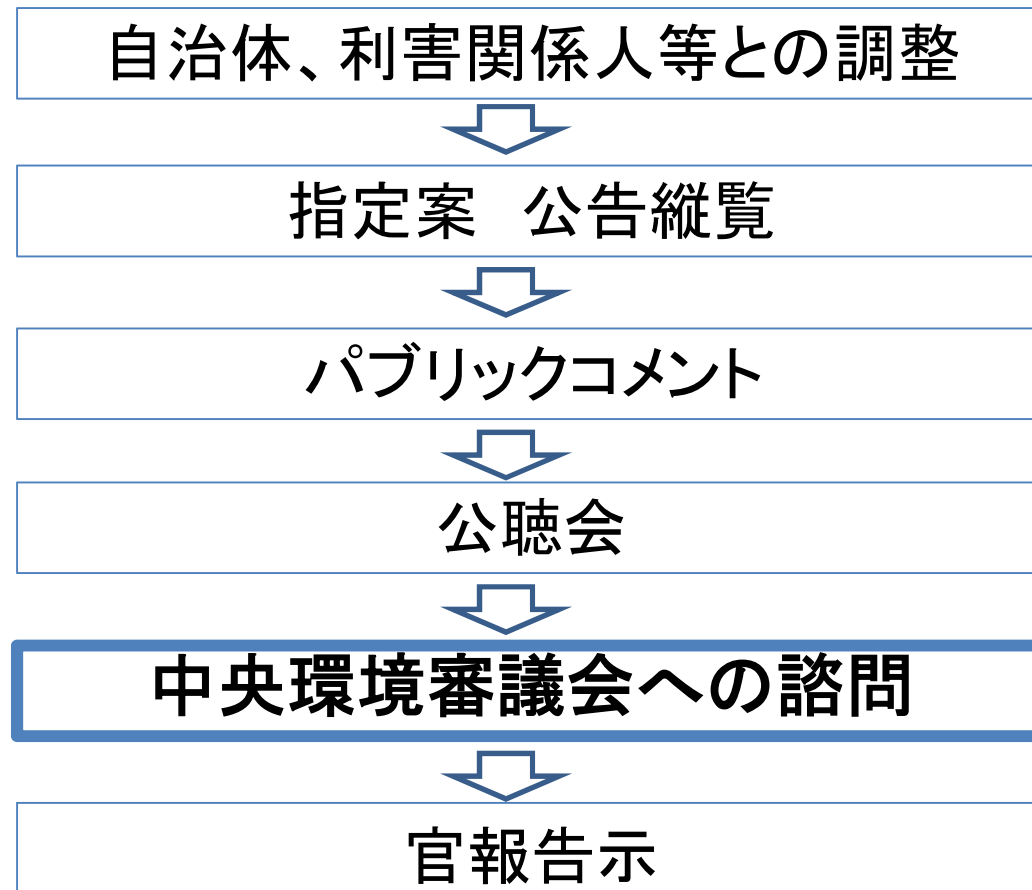
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

3. 指定状況



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

4. 指定までの主な手順



● 諮問対象案件

鳥獣保護区

- ・新規指定

(法第28条第1項)

- ・既指定保護区の変更(拡張)2件

(法第28条第2項)

特別保護地区

- ・新規指定及び

- ・存続期間終了後の再指定 6件

(法第29条第1項)

- ・存続期間中の変更(拡張) 1件

(法第29条第4項)

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

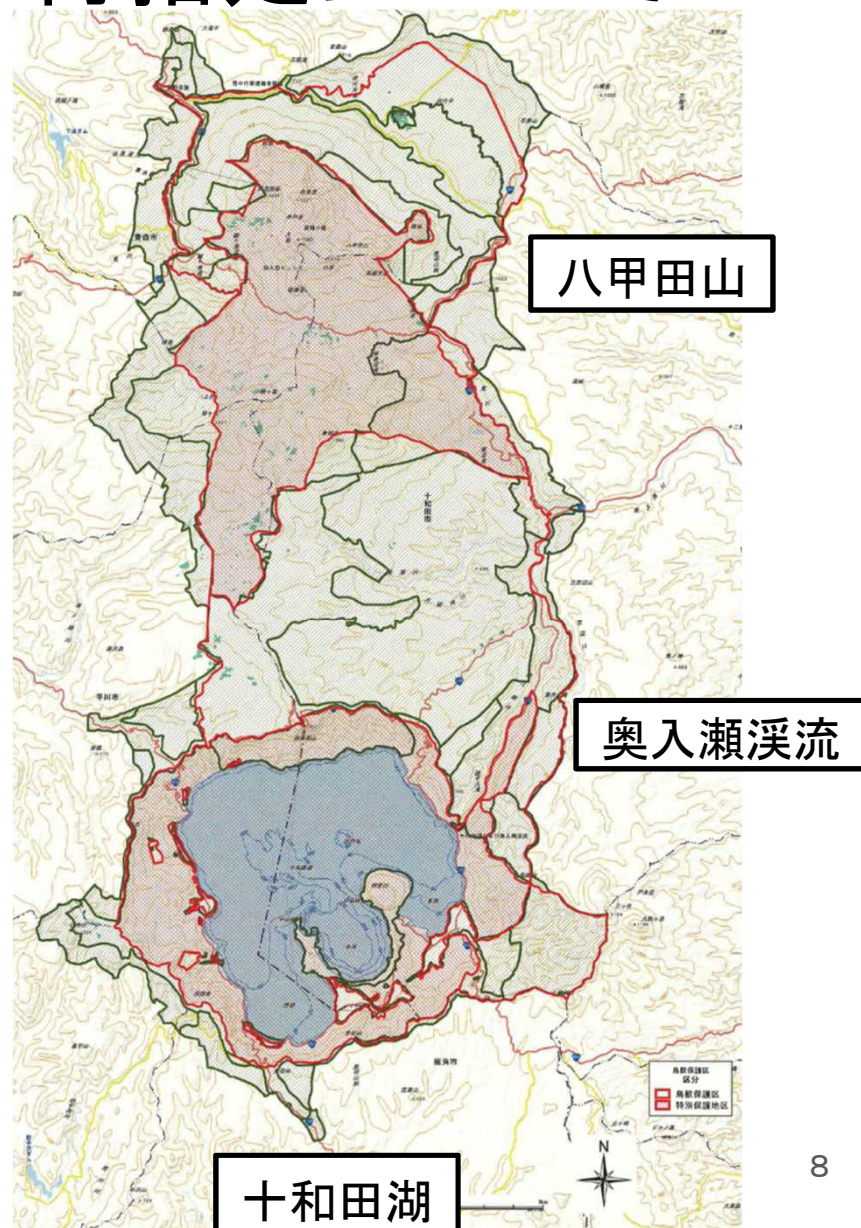
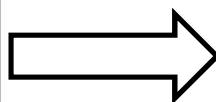
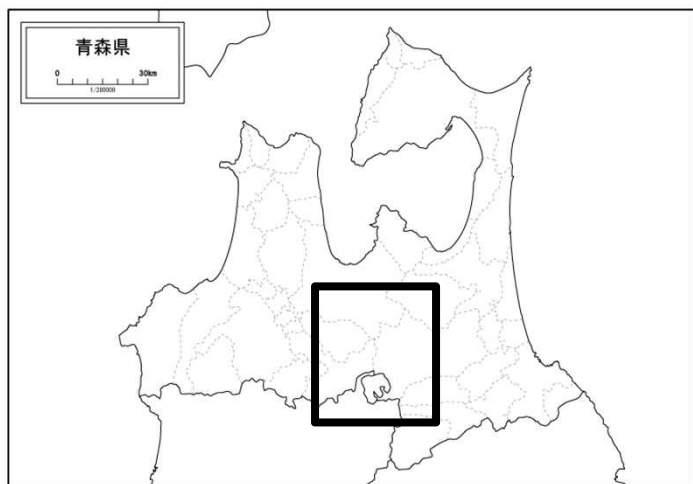
5. 今回諮問する鳥獣保護区及び特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間 (H29.11～)	面積 (ha)
十和田特別保護地区	再指定	大規模生息地	青森県十和田市等	10年間	19,366
化女沼特別保護地区	再指定	集団渡来地	宮城県大崎市	20年間	34
大潟草原鳥獣保護区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	秋田県大潟村等	20年間	135 →150
大潟草原特別保護地区	再指定	希少鳥獣生息地	秋田県大潟村	20年間	48
円山川下流域鳥獣保護区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	兵庫県豊岡市	H24. 6. 1～ H43. 10. 31	550 →1,084
円山川下流域特別保護地区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	兵庫県豊岡市	H24. 6. 1～ H43. 10. 31	125 →361
大山特別保護地区	再指定	大規模生息地	鳥取県大山町等	10年間	2,266
石鎚山系特別保護地区	再指定	大規模生息地	愛媛県西条市等	20年間	802
出水・高尾野特別保護地区	再指定	集団渡来地	鹿児島県出水市	10年間	53

国指定十和田鳥獣保護区 十和田特別保護地区 の再指定について

十和田鳥獣保護区(37,674ha)

十和田特別保護地区(19,366ha)



十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要

● 位置

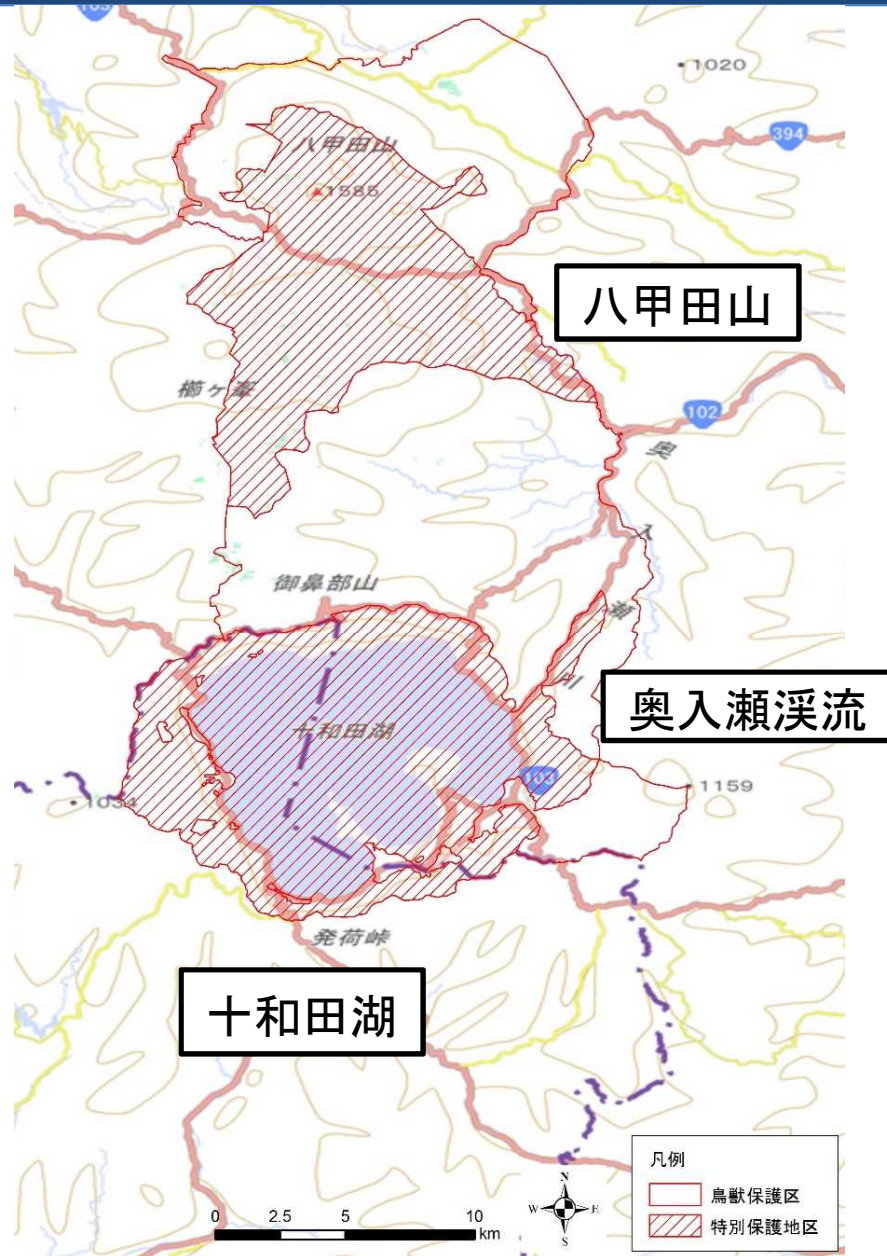
青森県十和田市、青森市、平川市
秋田県鹿角郡小坂町

● 面積

特別保護地区
19,366ha(再指定)

● 存続期間

平成29年11月1日から
平成39年10月31日まで (10年間)



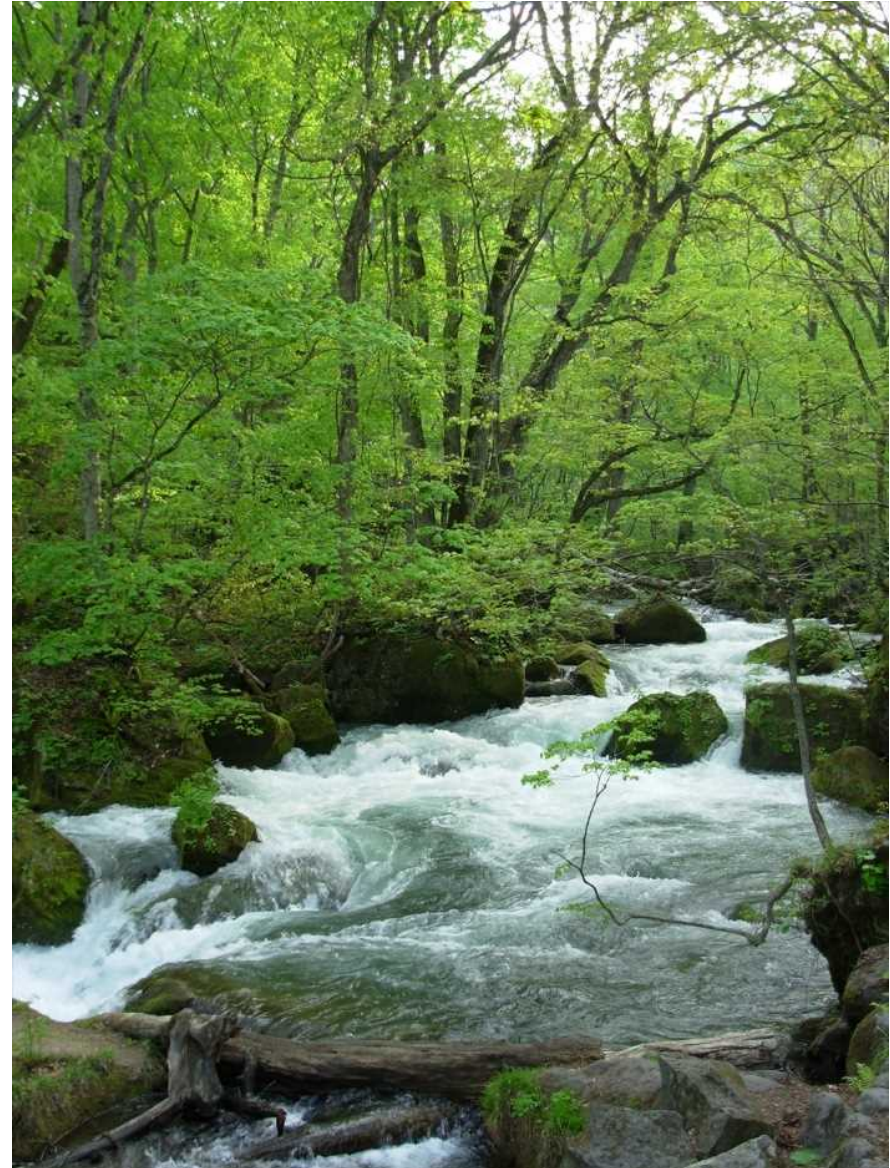
十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要



北八甲田
睡蓮沼



十和田湖



奥入瀬溪流

十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要

- 他法令による規制区域等

- ・十和田八幡平国立公園

- 生息する鳥獣

- ・鳥類: 49科183種
イヌワシ、クマタカ、キンクロハジロ等
- ・獣類: 17科42種
ツキノワグマ、ヤマネ、ニホンカモシカ等

- 自然環境の概要

- ・八甲田連峰、二重式カルデラの十和田湖からなる。
- ・八甲田は典型的な垂直分布がみられる。植物相127科920種。
- ・森林、溪流、湖畔等、変化に富み、生息環境に応じた鳥類がみられる。



クマタカ



ツキノワグマ

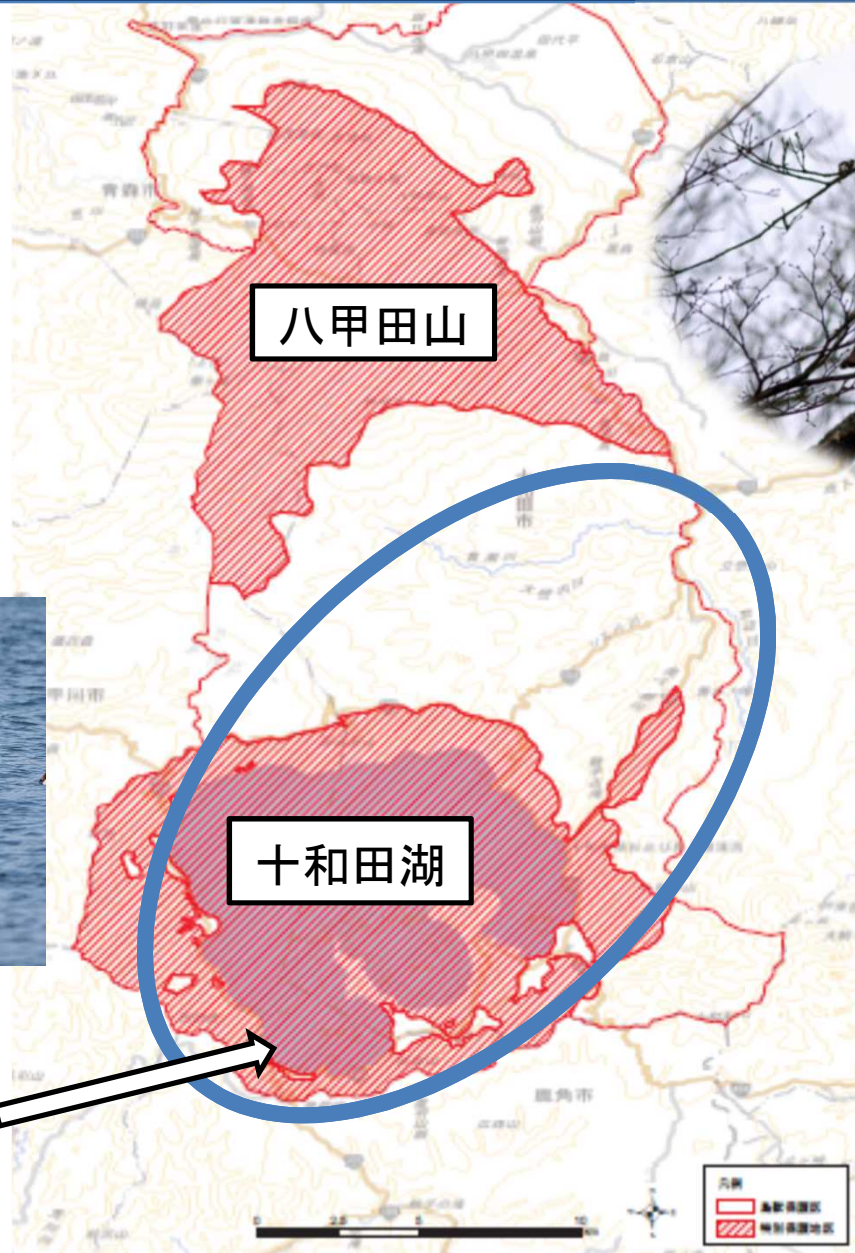
十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要



ツキノワグマは鳥獣保護区を季節的な移動の経路としており、目撃報告も多い。



ホシハジロ、キンクロハジロ、オオハクチョウ等、十和田湖を中継地として利用



クマタカ生息確認範囲



ニホンカモシカ

十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要



蔦温泉園地ビジターセンター

国設
蔦野鳥の森



野鳥の森歩道



蔦沼入口看板

蔦沼



十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2人による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間100人日程度)。
- ・ニホンジカの日撃情報の収集。
- ・ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可への対応。
- ・国設蔦野鳥の森の維持管理。



巡視

<管理方針>

- 大規模生息地の保護区として、イヌワシ、ツキノワグマ等を始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 違法捕獲防止や制札の点検のため定期的な巡視の実施。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- 自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年8月31日(木)
- 場所：青森県十和田市十和田湖支所
- 公述人：16名
(本人出席2名、代理出席4名、欠席10名)
- 意見：賛成16名

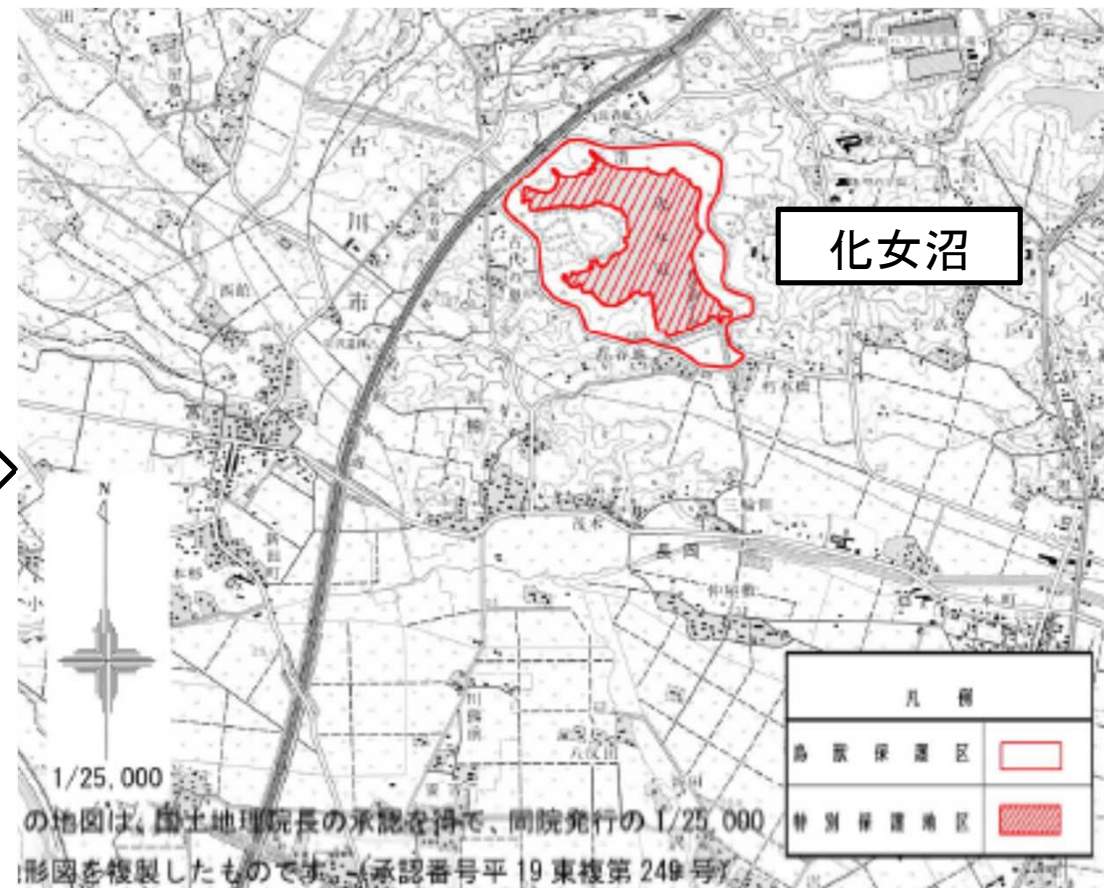
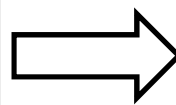


主な意見	意見の対応
<p>○十和田湖にカワウのねぐらが形成されていることから、広域での調査や対策の検討が必要。</p> <p>(本件対象外)</p> <p>○特別保護地区外であるが、昆虫採取のためのライトアップが、夜間のアクティビティへの悪影響を及ぼしている。</p>	<p>○県と連携して広域管理に取り組む。</p> <p>○鳥獣保護管理法での対応は困難であるが、場所によっては自然公園法での対応を検討する。</p>

国指定化女沼鳥獣保護区 化女沼特別保護地区 の再指定について

化女沼鳥獣保護区(78ha)

化女沼特別保護地区(34ha)



化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の概要

● 位置

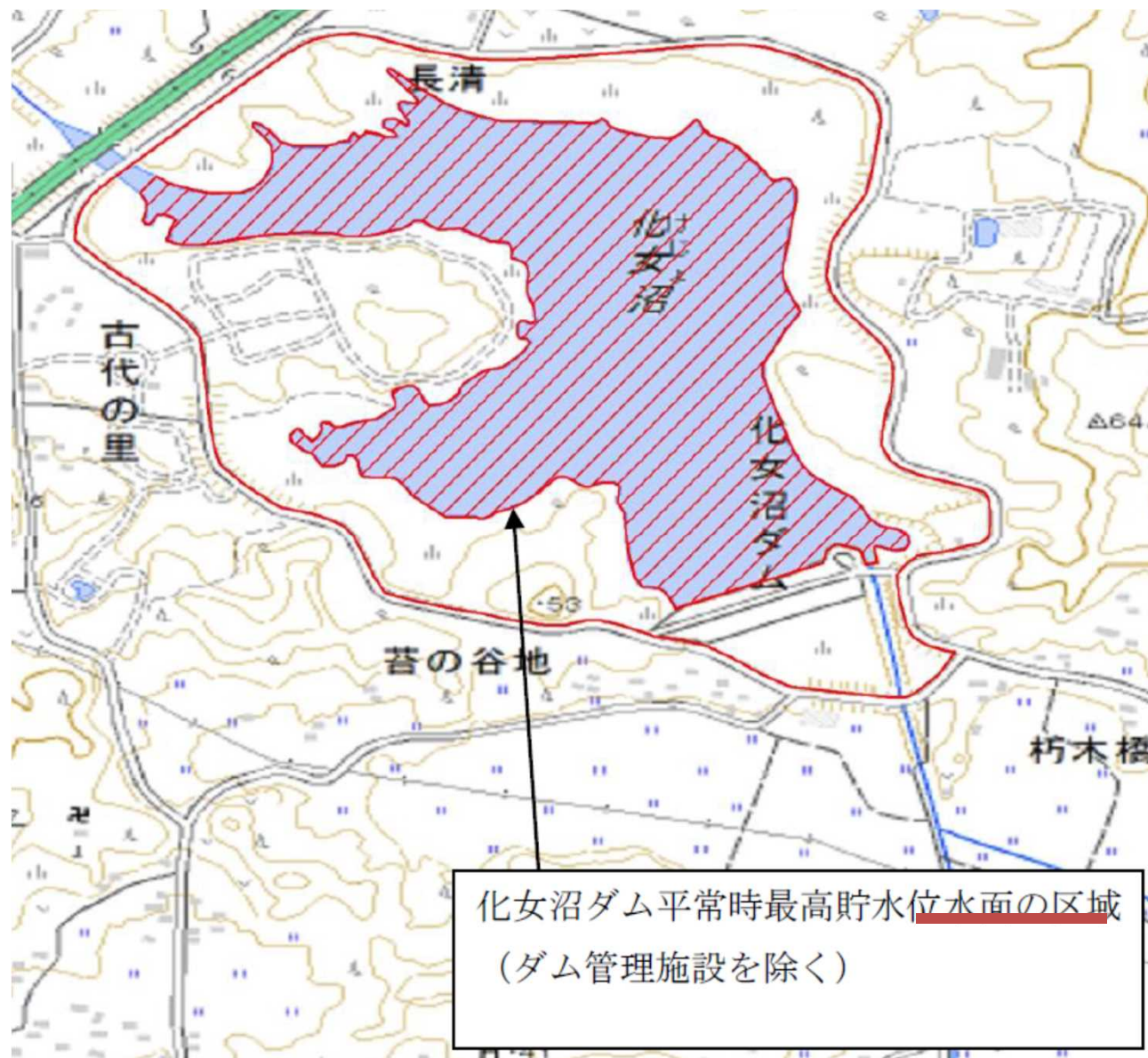
宮城県大崎市

● 面積

特別保護地区
34ha(再指定)

● 存続期間

平成29年11月1日
から
平成49年10月31日
まで (20年間)



化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の概要



化女沼全景

化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の概要

- ラムサール条約登録湿地

- 2008年10月～

- 生息する鳥獣

- 鳥類: 39科130種

- オオハクチョウ、マガン、ヒシクイ、シ
ジューカラガン等

- 自然環境の概要

- 水害防止とともに農業用水の補給を
目的としたダム湖。
- ダム浅水域には広範囲にヒシ、ヒル
ムシロ等の浮葉植物が繁茂し、汀線
部にはヨシ、ショウブ等の抽水植物
が生育。



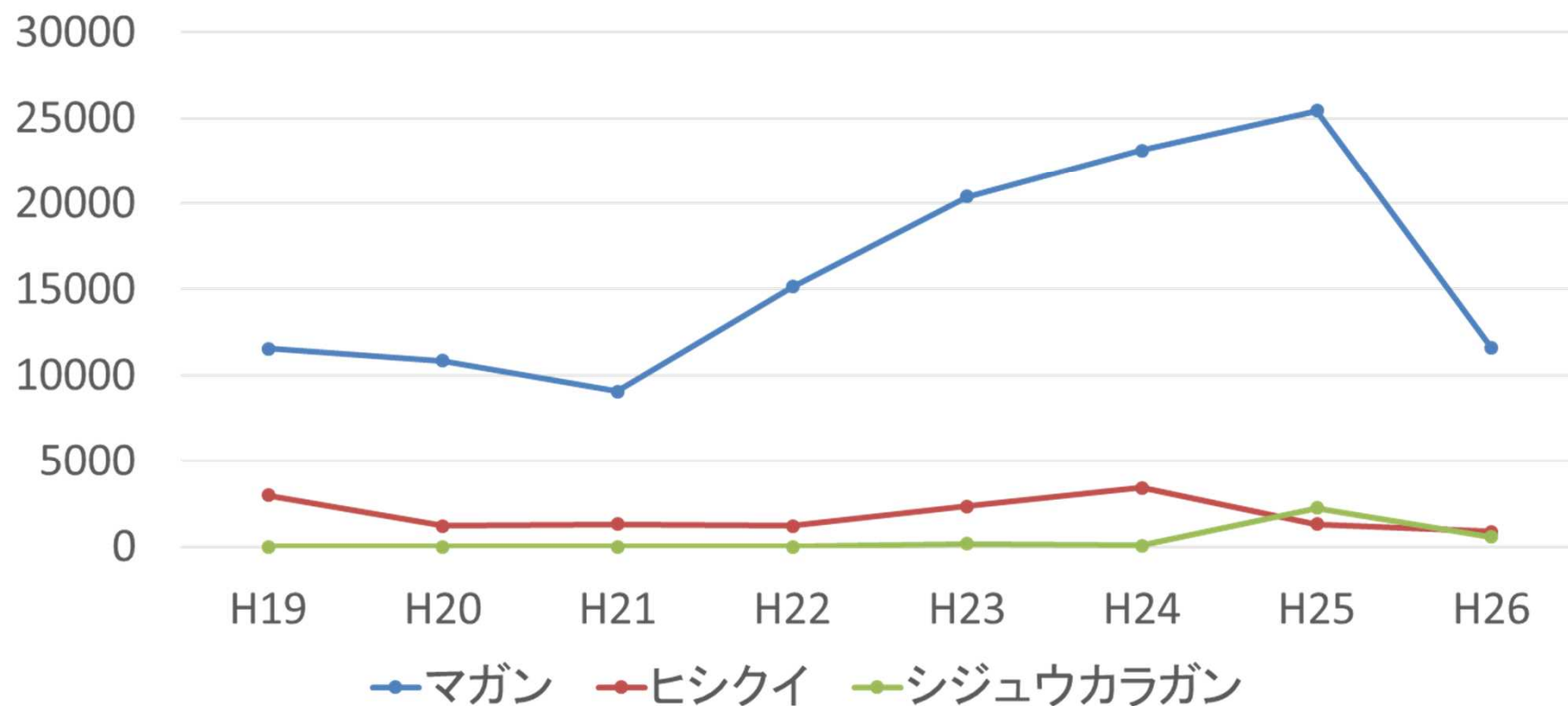
ヒシクイ



シジューカラガン

化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の概要

ガンガモ類生息調査(環境省・宮城県)



1%基準
マガン 2920羽
ヒシクイ 1130羽

近年シジュウカラガンが増加
5年平均801羽

ヒシクイ
5年平均1627羽

化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員1名による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間50人日程度)。
- ・普及啓発のための観察会の開催。
- ・亜種ヒシクイ等の飛来状況調査(H29年度より実施)。



案内板



観察会



<管理方針>

- 集団渡来地の保護区として、マガン、ヒシクイ、オオハクチョウを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- 関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等の実施。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年8月29日(火)
- 場 所：宮城県大崎市役所本庁舎
- 公述人：6名
(本人出席2名、代理出席2名、欠席2名)
- 意 見：賛成6名

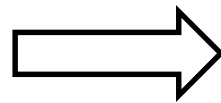


主な意見	意見の対応
○傷病鳥獣、農林被害への迅速な対応を要望する。	○鳥獣保護区管理員等の活用、有害捕獲許可等を迅速に行う。
○ビジターセンターの整備を要望する。	○ビジターセンターの整備は予算上困難であるが、観察会等ソフト面での協力を行う。
○定期的な生息状況調査やRIS(ラムサール情報シート)の更新を要望する。	○今年度より亜種ヒシクイ等の飛来状況調査を行う。RISについても更新に努める。

国指定大潟草原鳥獣保護区の変更(拡張) 大潟草原特別保護地区の再指定について

大潟草原鳥獣保護区(150ha)

大潟草原特別保護地区(48ha)



大瀧草原鳥獣保護区大瀧草原特別保護地区の概要

- 位置

秋田県大瀧村

- 面積

特別保護地区
48ha(再指定)

- 存続期間

平成29年11月1日から
平成49年10月31日まで
(20年間)



大潟草原鳥獣保護区大潟草原特別保護地区の概要



特別保護地区の景観

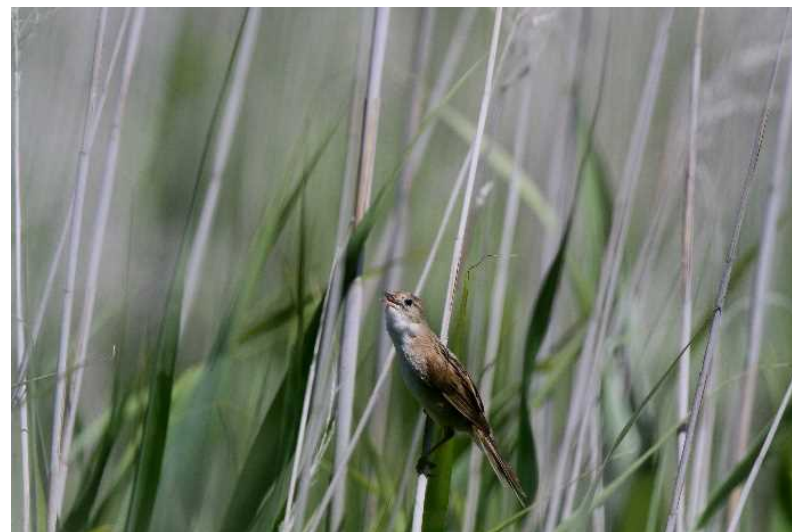


大潟草原観察舎

大潟草原鳥獣保護区大潟草原特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- ・鳥類:47科199種
オオセッカ、コジュリン、ヒシクイ、マガン、
シジュウカラガン、ホオジロ、ヒバリ等
- ・獣類:6科10種
イタチ、ウサギ等



オオセッカ

● 自然環境の概要

- ・八郎潟干拓地の一部地域に位置し、
標高0m以下の低地部。
- ・ヨシ及びススキが優占する場所が大部分を占め、54科175種の維管束植物が確認されている。



コジュリン

鳥獣保護区拡張及び縮小箇所(15ha増)

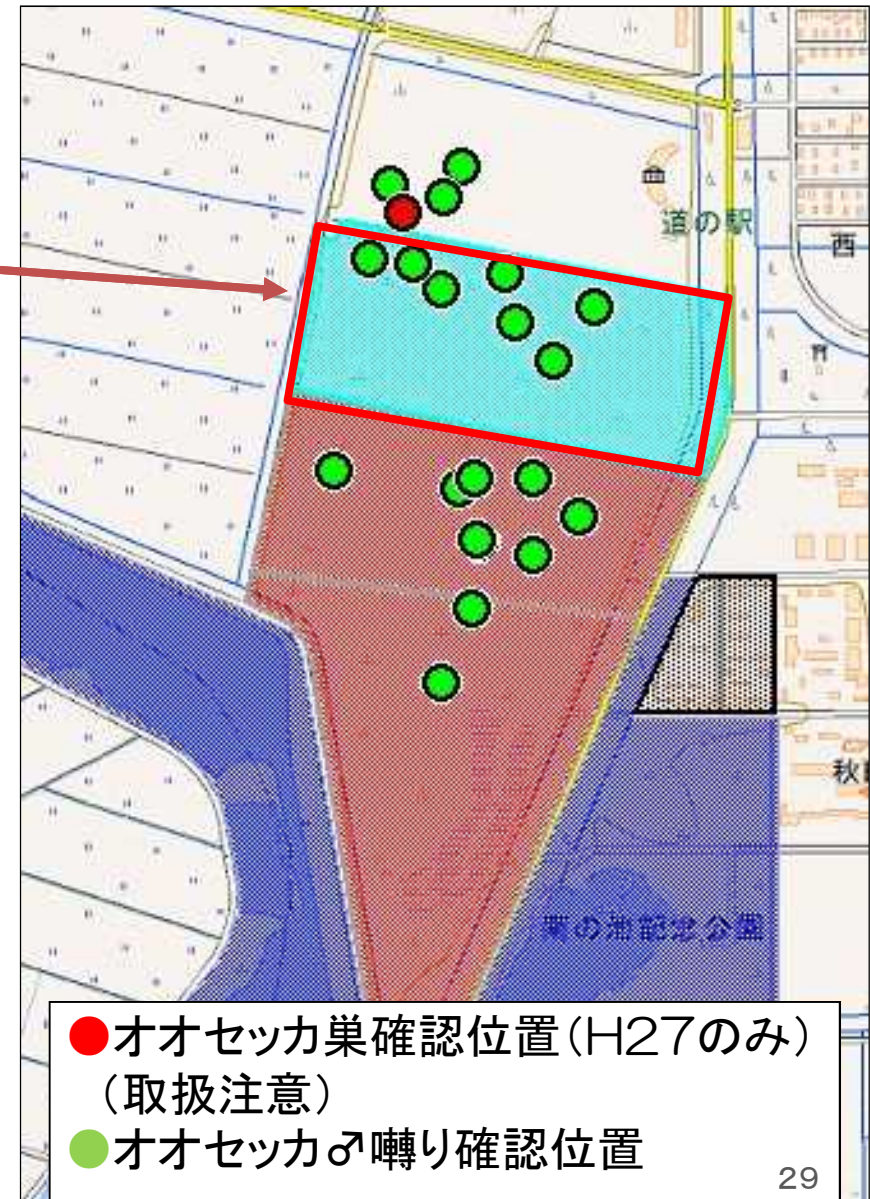


大瀉草原鳥獣保護区変更箇所の詳細

- 拡張箇所について
平成26～28年度にオオセツカ
の生息を継続的に確認



オオセツカ



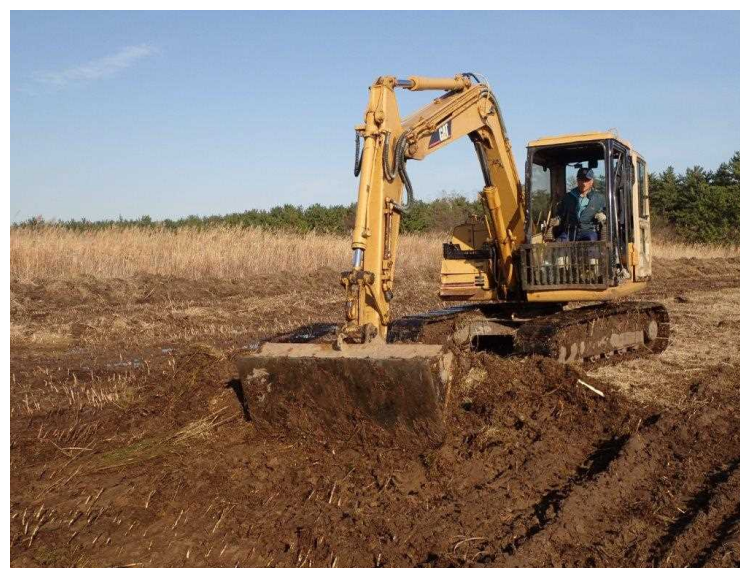
大潟草原鳥獣保護区大潟草原特別保護地区の概要

保全事業

- ・湿地の乾燥化を防ぐため、水位の管理、表土を攪乱するとともに、イタチハギ、ハリエンジュ等の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の除去を実施。



イタチハギ



表土のはぎ取り

大潟草原鳥獣保護区 大潟草原特別保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2名による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間90人日程度)。
- ・オオセッカ等のモニタリング調査。
- ・草原環境維持のための樹木伐採、表土はぎ取り。
- ・水鳥の生息環境維持のためのヒメガマの刈り取り。
- ・普及啓発のためのイベントの開催、鳥類の飛来状況の案内、清掃活動。



ヒメガマの刈り取り



<管理方針>

- 希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 違法捕獲防止や制札の維持管理のため定期的に巡視。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- 関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等の実施。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年8月30日(水)
- 場 所：秋田県大潟村役場
- 公述人：7名
(本人出席4名、代理出席2名、欠席1名)
- 意 見：賛成7名

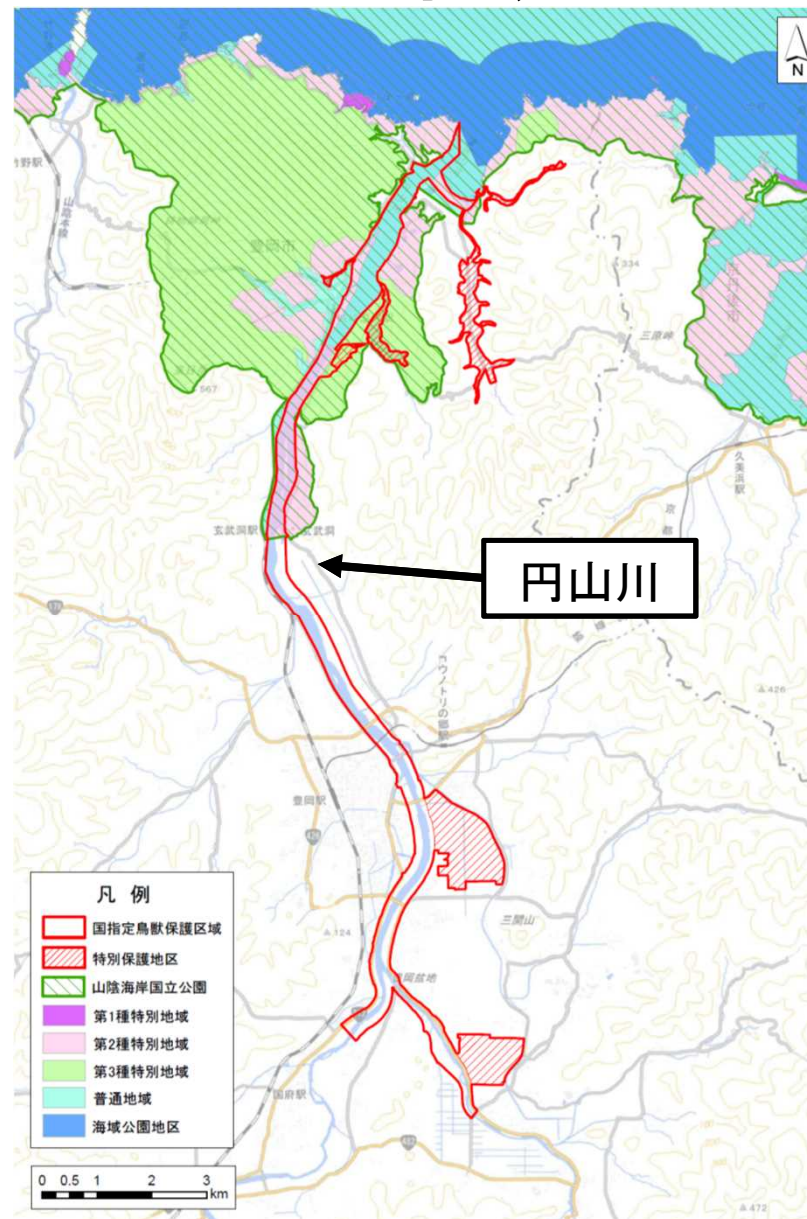
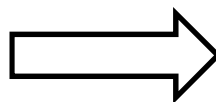


主な意見	意見の対応
○賛成(意見なし)	

国指定円山川下流域鳥獣保護区の変更(拡張) 円山川下流域特別保護地区の再指定について

円山川下流域鳥獣保護区(1,084ha)

円山川下流域特別保護地区(361ha)



円山川下流域鳥獣保護区 円山川下流域特別保護地区の概要

● 位置

兵庫県豊岡市

● 面積

特別保護地区

361ha(再指定)

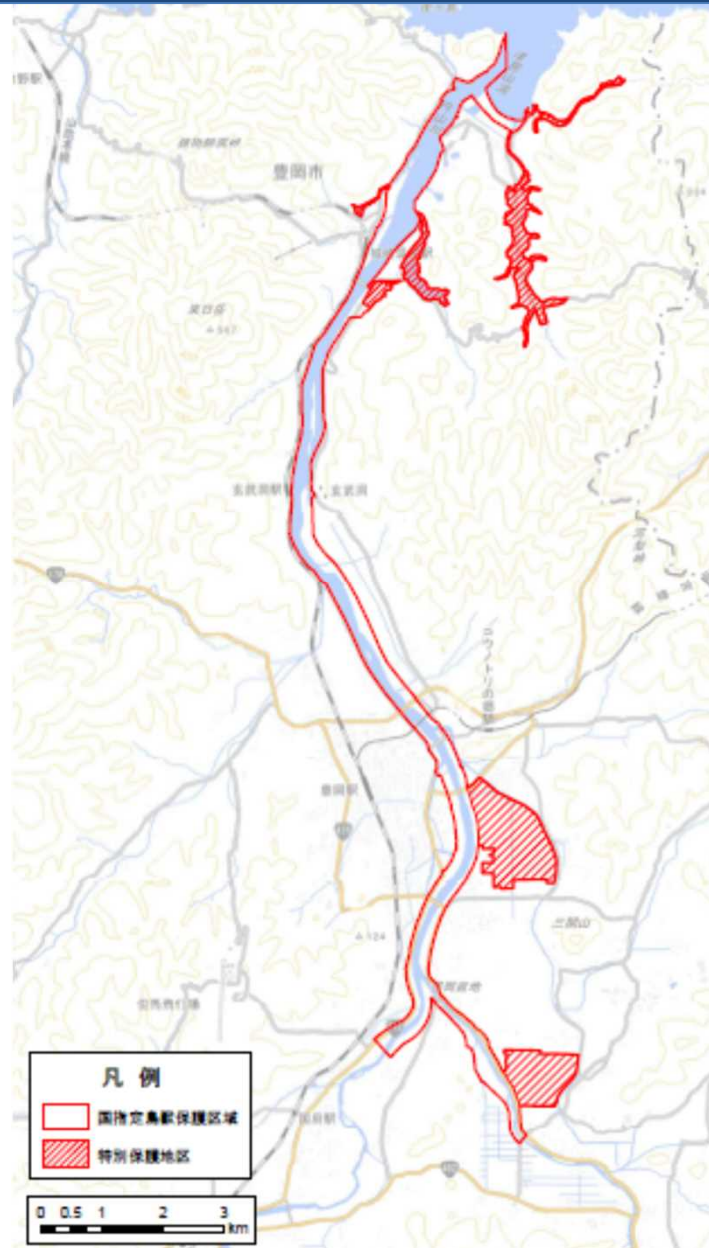
(125ha→ 361ha)

● 存続期間(変更なし)

平成24年6月1日から

平成43年10月31日まで

(20年間)



円山川下流域鳥獣保護区 円山川下流域特別保護地区の概要

- 他法令による規制区域等

- ・山陰海岸国立公園

- ラムサール条約登録湿地

- ・2012年10月～

- 生息する鳥獣

- ・鳥類:41科152種

- コウノトリ、ハヤブサ、ミサゴ等

- ・獣類:11科16種

- イノシシ、ノウサギ、キツネ等

- 自然環境の概要

- ・円山川下流域を中心に周囲を山々に囲まれた谷底地形。

- ・円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシやオギ等の群落。

また、沿岸部を中心として、シイ・カシ等からなる二次林が分布。

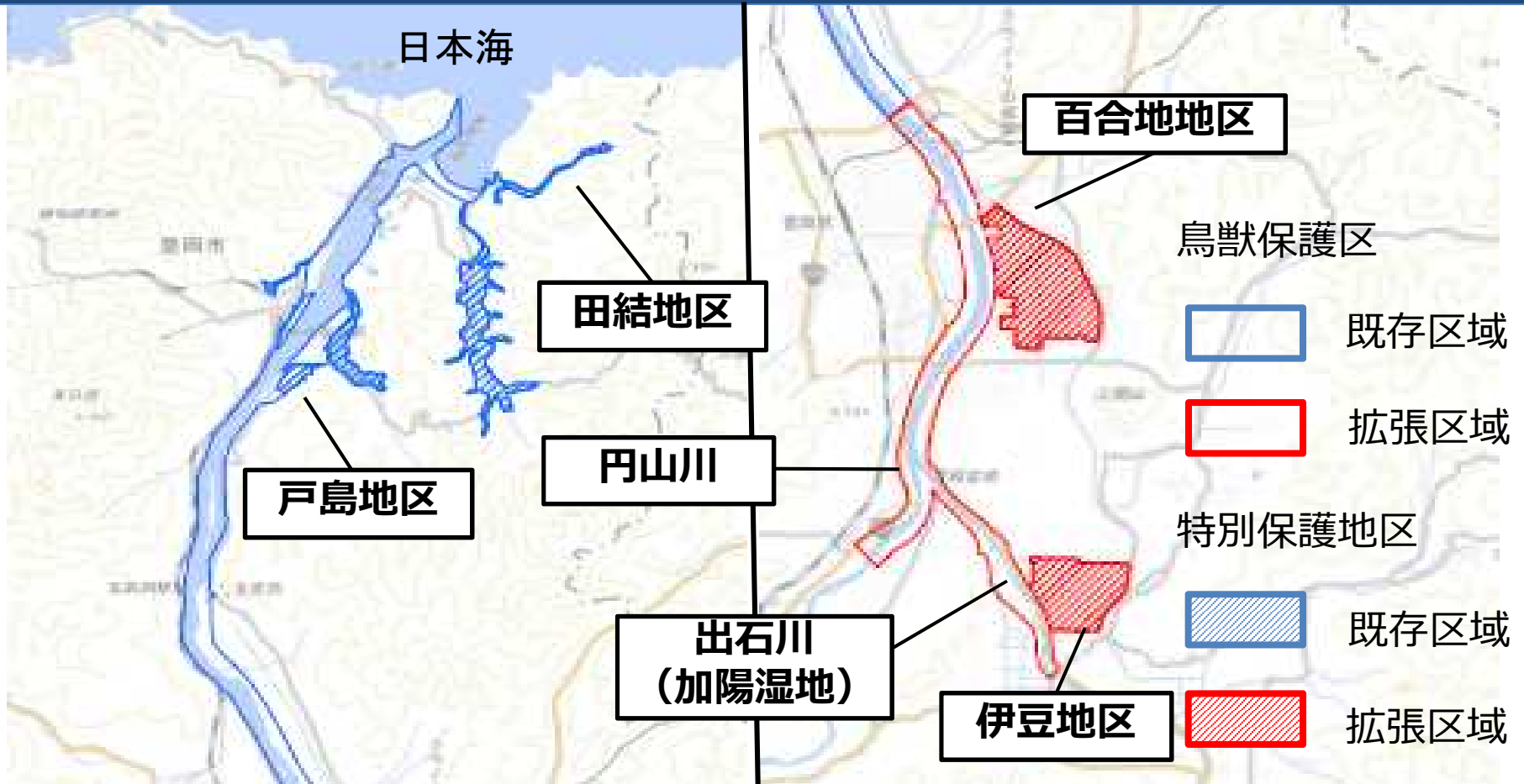


コウノトリ保護の取組・経緯

- 昭和30年代 生息環境の悪化
- 昭和46年 野生コウノトリが絶滅
- 平成元年 初の人工繁殖に成功
- 平成5年 国内希少野生動植物種に指定
- 平成17年 試験放鳥を開始
- 平成19年 放鳥コウノトリからヒナ誕生
- 平成24年 国指定円山川下流域鳥獣保護区を指定
円山川下流域・周辺水田(560ha)が
ラムサール条約湿地として登録
- 平成29年6月 野外で100羽のコウノトリが生息



拡張区域



	既存区域 (ha)	拡張区域 (ha)	合計 (ha)
鳥獣保護区	550	534	1,084
うち特別保護地区	125	236	361
ラムサールエリア	560	534	1,094

拡張区域の詳細

拡張理由: コウノトリの野外生息数の増加を受け、コウノトリの採餌及び繁殖の場として継続的に利用されている区域を、既存区域と一体的に保護及び管理するため。

豊岡大橋

円山川

③円山川

④出石川加陽湿地

コウノトリの休息場、採餌場として利用されている。
 なお、円山川の支川、加陽湿地は国土交通省の自然再生事業により創出された大規模湿地で、コウノトリなど多くの鳥類にとって重要な生息地となっている。



蓼川大橋

③

①

④

②

出石川

伊豆橋

①百合地周辺水田

②伊豆周辺水田

「コウノトリ育む農法」が普及し、コウノトリの繁殖地、採餌場として利用されている。また、冬期湛水の水田にはコハクチョウやガンカモ類などが飛来している。



コウノトリペア
 の利用区域

※提供

コウノトリ郷公園

(2012~2016データ)



円山川下流域鳥獣保護区 円山川下流域特別保護地区の概要

● 前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員1名による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間30人日程度)。
- ・鳥獣保護区内におけるニホンジカの行動特性把握調査の実施。
- ・ニホンジカ、イノシシ等の捕獲許可申請への対応。
- ・地元関係者が集う連絡協議会における情報交換。
- ・普及啓発のためのイベントの開催、清掃活動への協力。



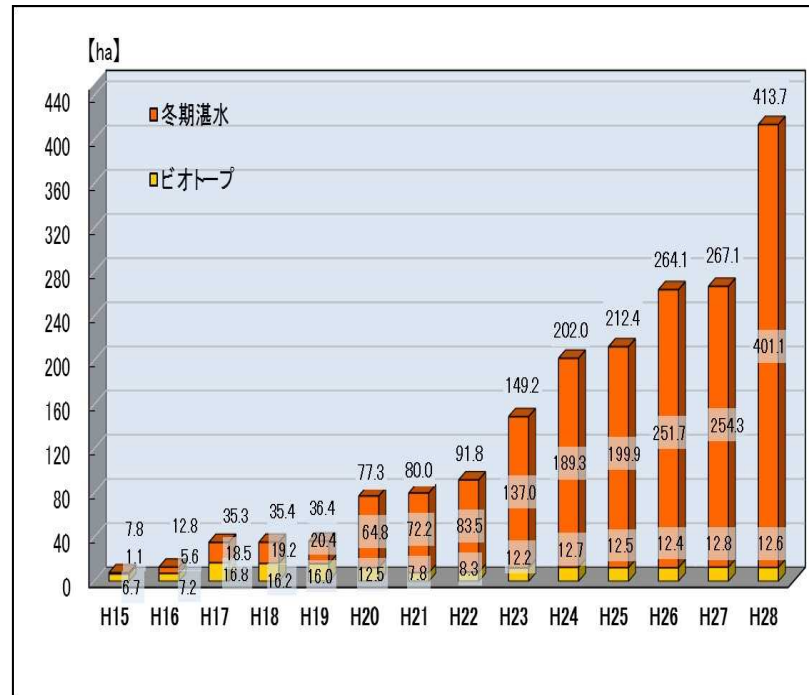
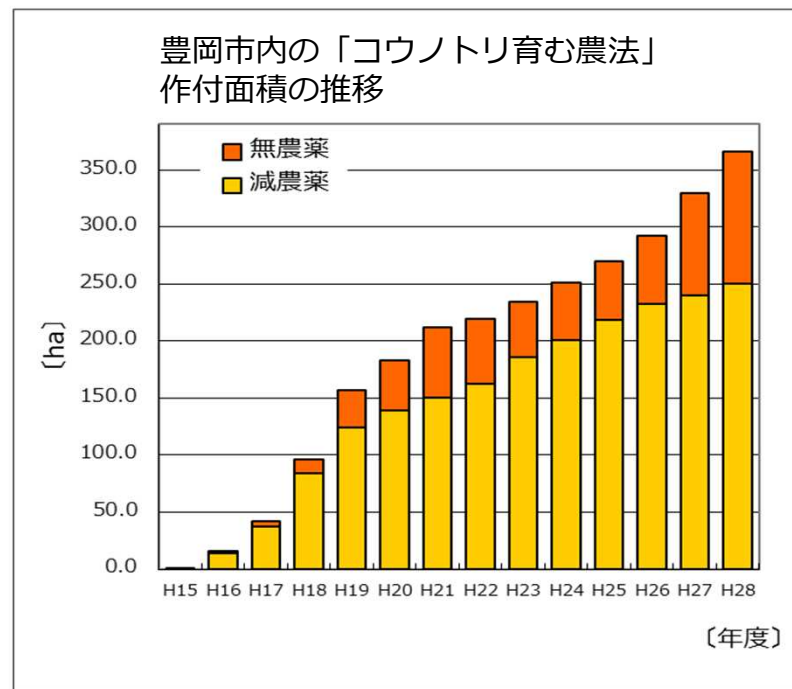
< 管理方針 >

- 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 違法捕獲防止や制札の維持管理のため定期的な巡視の実施。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- 関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等の実施。

コウノトリ保全の取組

コウノトリ野生復帰を通じて、鳥獣保護区及びその周辺地域を含めて様々な取組を実施。

・コウノトリ育む農法（環境創造型農業）



・環境教育（コウノトリツーリズム）



コウノトリ米



米粉バウムクーヘン

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年9月4日(月)
- 場 所：兵庫県豊岡市役所
- 公述人：12名
(本人出席1名、代理出席6名、欠席5名)
- 意 見：賛成12名

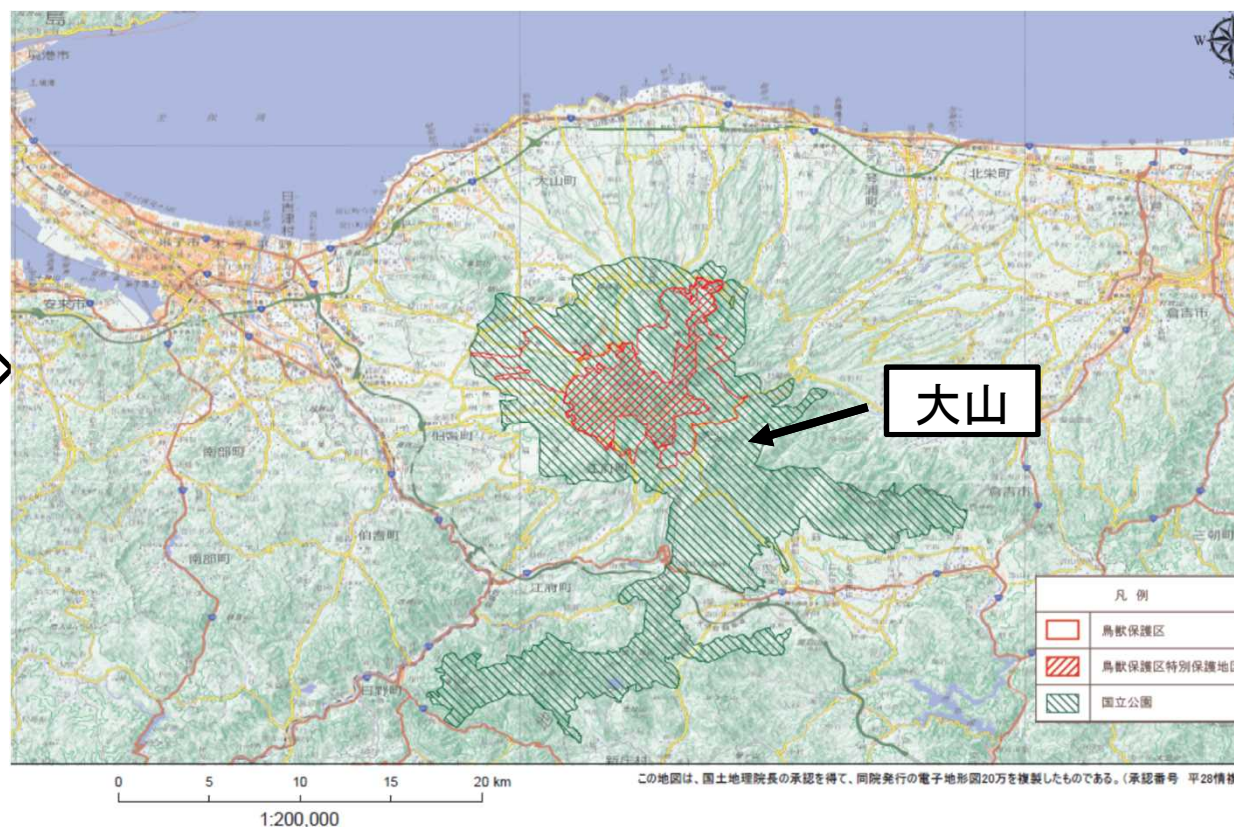
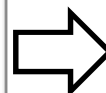
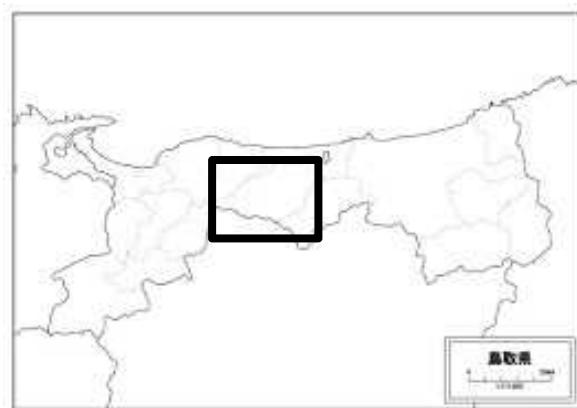


主な意見	意見の対応
<p>○ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、サギ、カワウの有害捕獲について迅速な許可をお願いしたい。</p> <p>○円山川においてカワウ・サギなどによる放流魚等の被害が顕著であることから、これまで同様の銃猟による捕獲対策を進められるものか可否を問う。</p>	<p>○許可の手続きについて、迅速な対応を行う。</p> <p>○内水面漁業に与えるカワウ等の被害は深刻な問題として認識しており、銃器の使用についても安全対策、錯誤捕獲対策等が十分に図られた上で使用される等により、特段の支障がないものであれば、処分の迅速な対応を行う。</p>

国指定大山鳥獣保護区 大山特別保護地区 の再指定について

大山鳥獣保護区(5,156ha)

大山特別保護地区(2,266ha)



大山鳥獣保護区大山特別保護地区の概要

● 位置

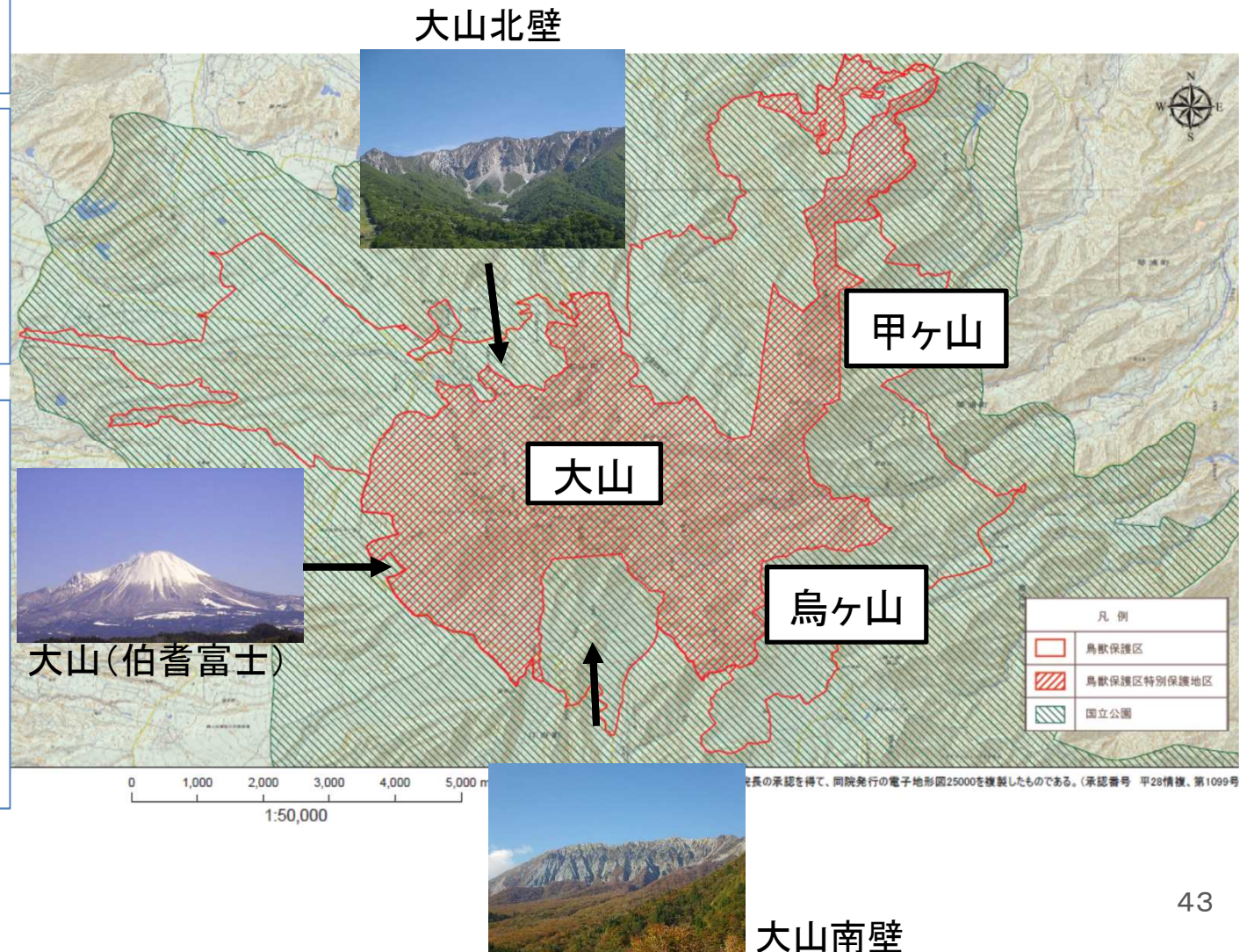
鳥取県大山町等

● 面積

特別保護地区
2,266ha(再指定)

● 存続期間

平成29年11月1日
から
平成39年10月31
日まで (10年間)



大山鳥獣保護区大山特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

- ・大山隠岐国立公園
- ・特別天然記念物
ダイセンキョロボク純林

● 生息する鳥獣

- ・鳥類: 47科142種
イヌワシ、クマタカ、ブッポウソウ等
- ・獣類: 13科21種
ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等

● 自然環境の概要

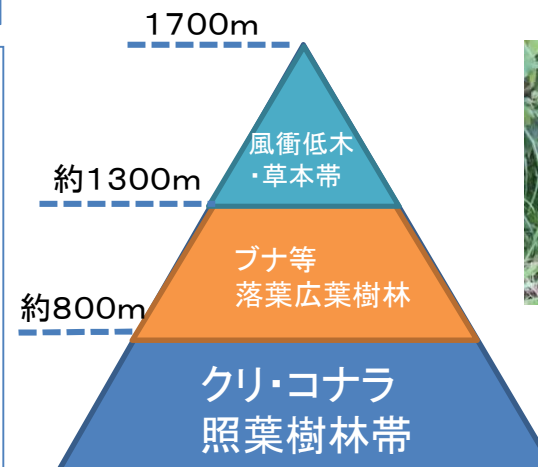
- ・大山は中国地方最高峰の単独峰。
- ・植物の垂直分布が明瞭。中腹はブナ林主体、山頂付近はダイセンキョロボク純林、風衝植生が広がる。



イヌワシ



クマタカ



ツキノワグマ

大山鳥獣保護区大山特保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2名による巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間56人日程度)。
- ・ニホンジカの生息状況等をモニタリングするため、目撃情報の収集、センサーカメラの設置により生息動態の把握。



<管理方針>

- 大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 違法捕獲防止や制札の維持管理のため定期的な巡視の実施。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- 関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等の実施。
- ニホンジカ、ソウシチョウの生息動向の把握に努める。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年9月13日(水)
- 場 所：鳥取県大山町大山公民館
- 公述人：20名
(本人出席1名、代理出席8名、欠席11名)
- 意 見：賛成19名 反対1名(欠席)

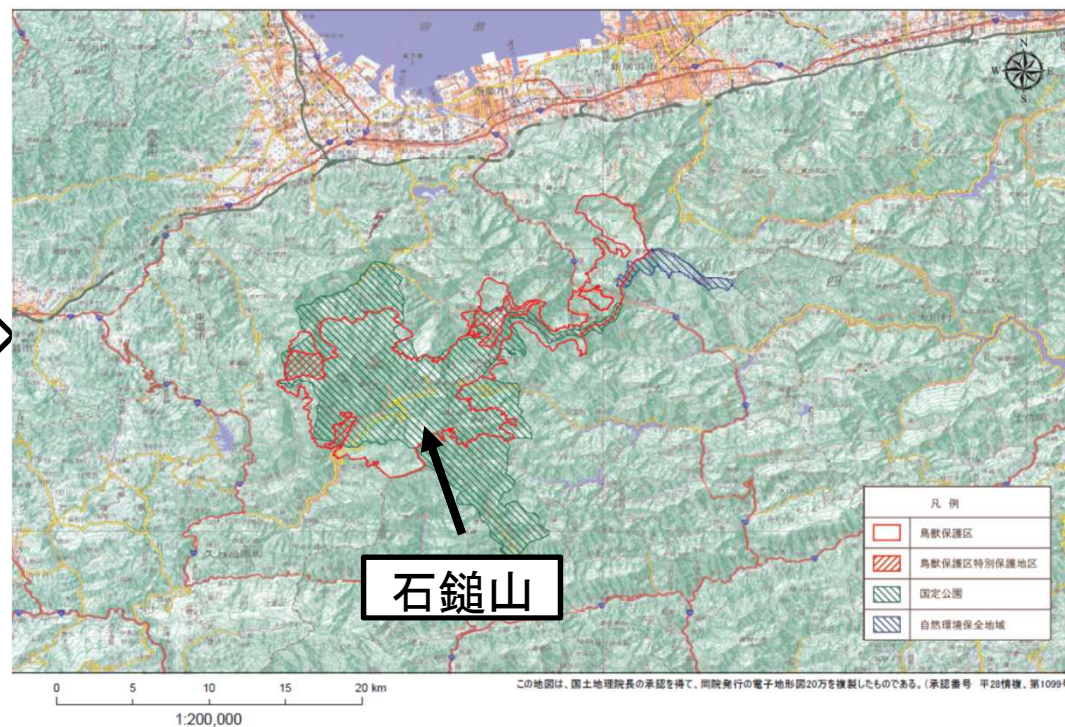
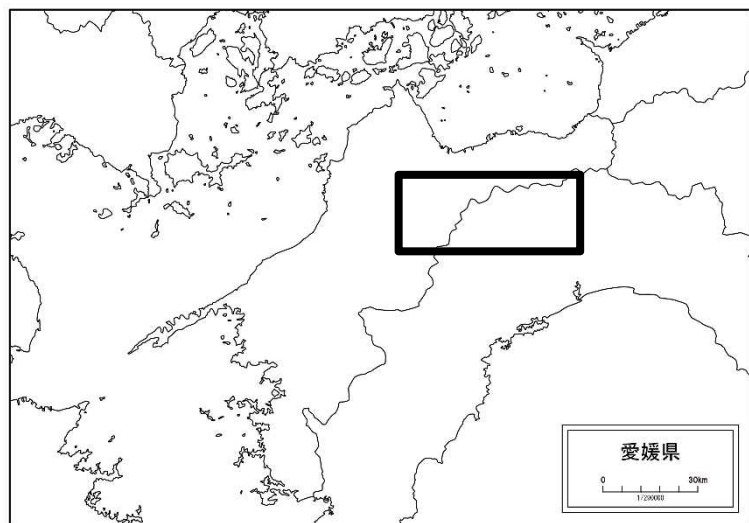


主な意見	意見の対応
○指定期間が長すぎる。	○存続期間を20年間から10年間と変更した。
<p>(参考)反対の理由 ニホンジカの生息数の増加に伴う森林被害が確認されており、被害状況が変化している状況であることから、20年間は長すぎるため。</p>	

国指定石鎚山系鳥獣保護区 石鎚山系特別保護地区の再指定について

石鎚山系鳥獣保護区(10,858ha)

石鎚山系特別保護地区(802ha)



石鎚山系鳥獣保護区石鎚山系特別保護地区の概要

● 位置

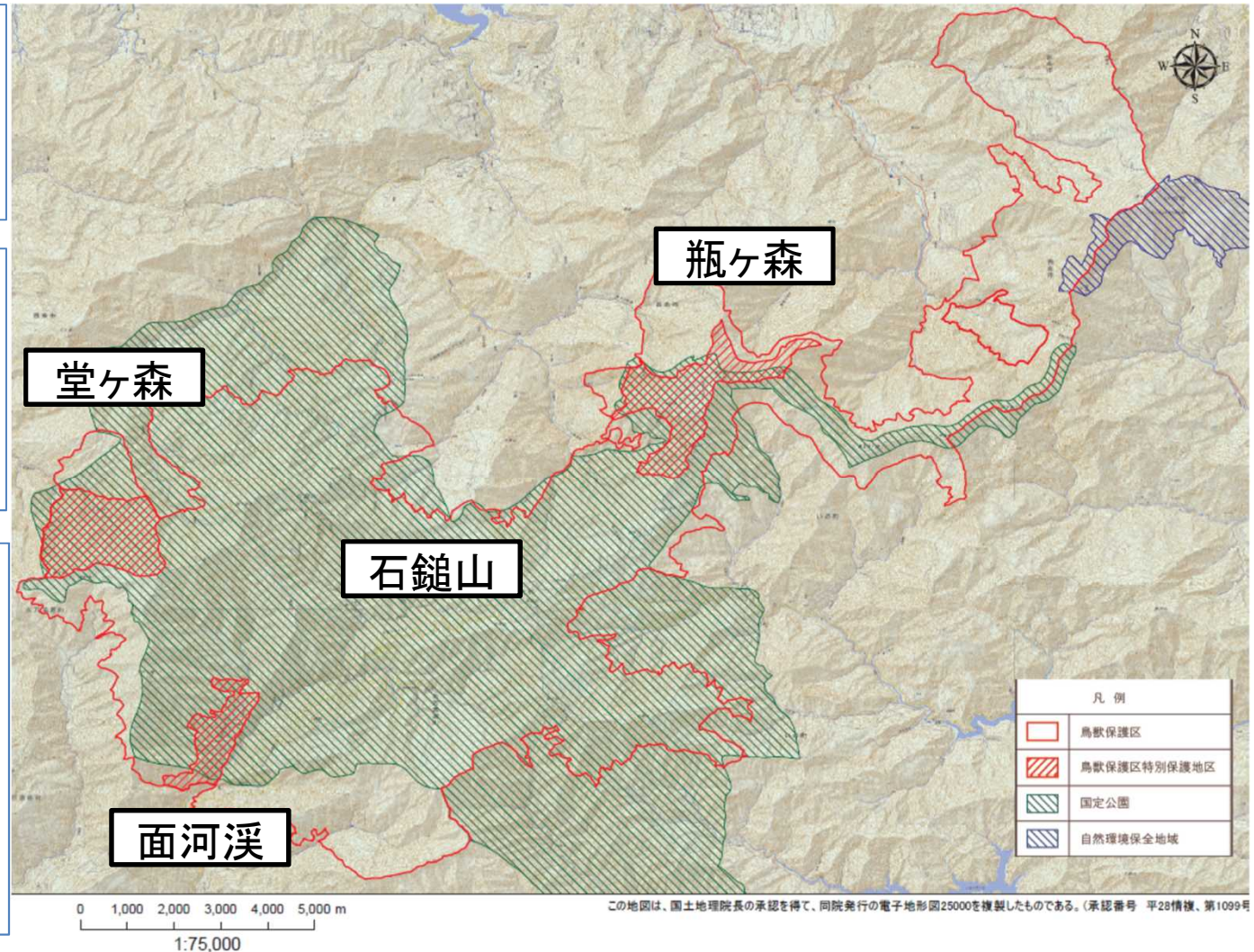
愛媛県西条市、
高知県いの町等

● 面積

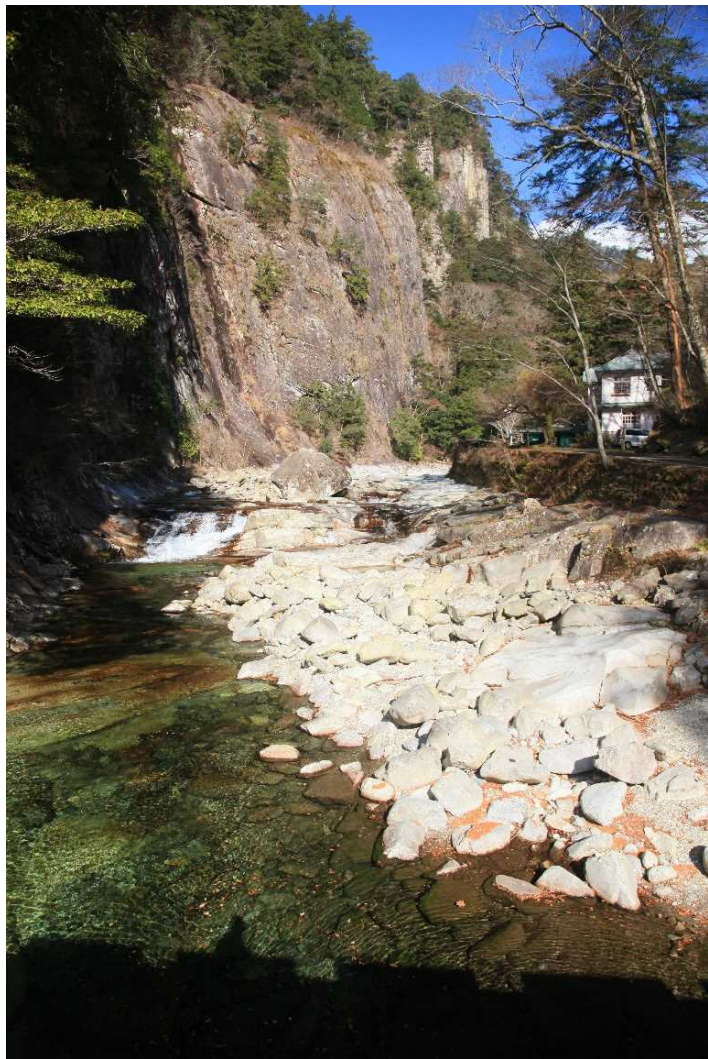
特別保護地区
802ha(再指定)

● 存続期間

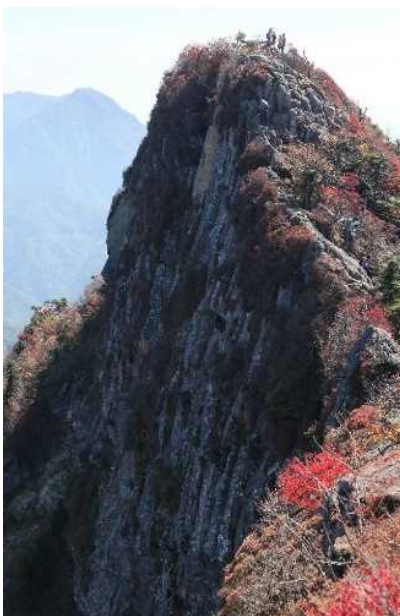
平成29年11月1日
から
平成49年10月31
日まで (20年間)



石鎚山系鳥獣保護区石鎚山系特別保護地区の概要



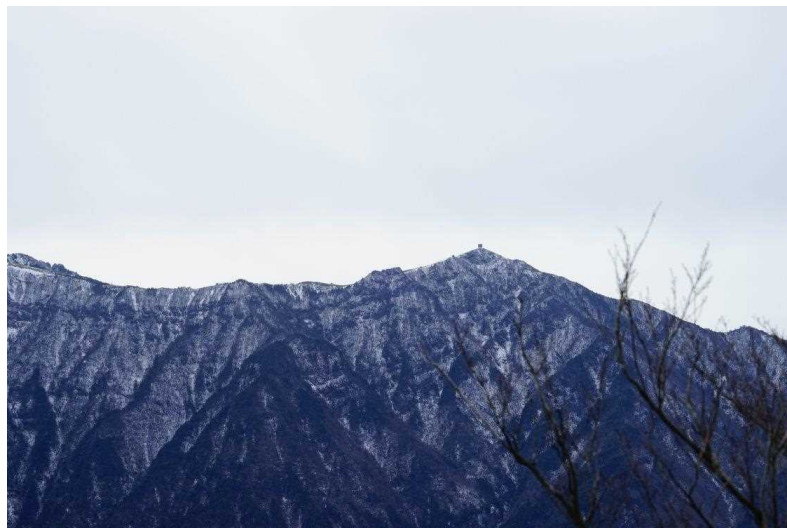
面河溪



石鎚山天狗岳



瓶ヶ森



堂ヶ森

石鎚山系鳥獣保護区石鎚山系特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

- ・石鎚国定公園
- ・国指定名勝 面河溪

● 生息する鳥獣

- ・鳥類: 34科97種
クマタカ、ビンズイ、ホシガラス等
- ・獣類: 15科33種
ヤマネ、モモンガ、ムササビ等

● 自然環境の概要

- ・石鎚山の周辺を中心とし、急峻な山容、地質は緑色片岩類。
- ・瓶ヶ森区域は山頂から稜線部のササ原に天然林が混在。
- ・面河溪谷区域はモミやツガなどの大経木が林立。



クマタカ



ホシガラス



ムササビ

石鎚山系鳥獣保護区石鎚山系特別保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2名による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間48人日程度)。
- ・ニホンジカの生息状況等をモニタリングするため、目撃情報の収集、センサーカメラの設置により生息動態の把握。



制札の巡視



<管理方針>

- 大規模生息地の保護区として、クマタカを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 違法捕獲防止や制札の維持管理のため定期的な巡視の実施。
- 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。
- ニホンジカのモニタリングを行い、県等と協力して、他の鳥獣の生息に配慮し迅速な対応に努める。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年9月12日(火)
- 場 所：高知県高知市四国森林管理局
- 公述人：25名
(本人出席1名、代理出席5名、欠席19名)
- 意 見：賛成25名

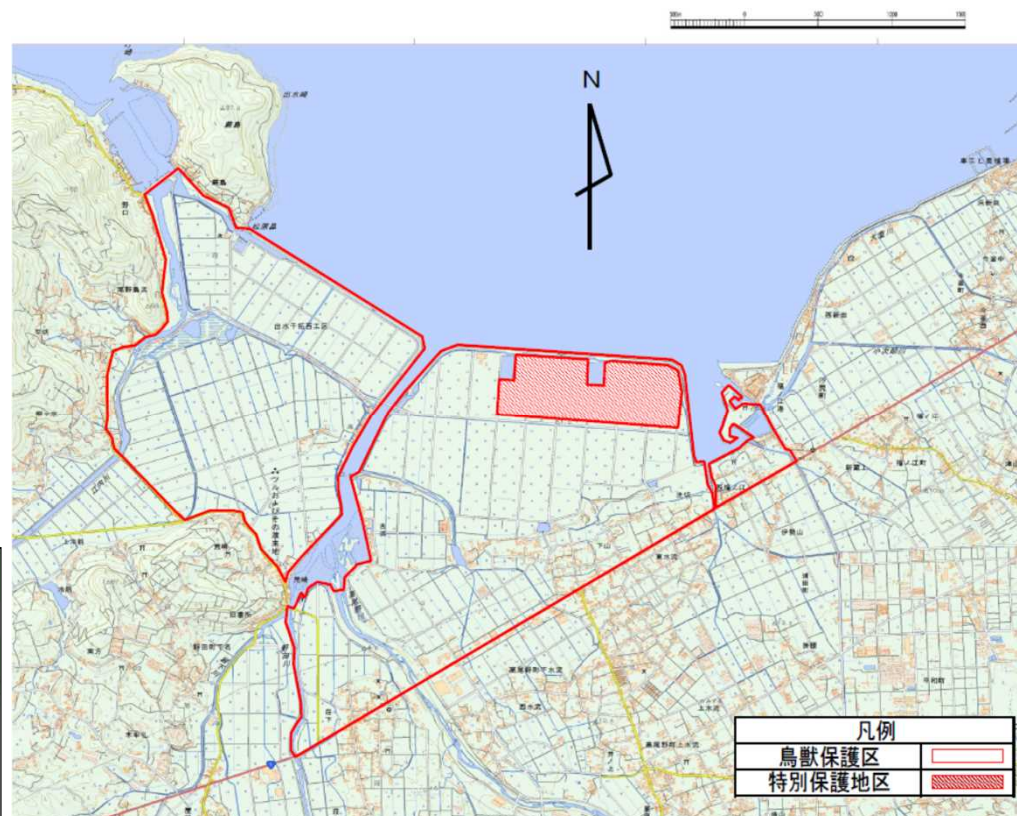
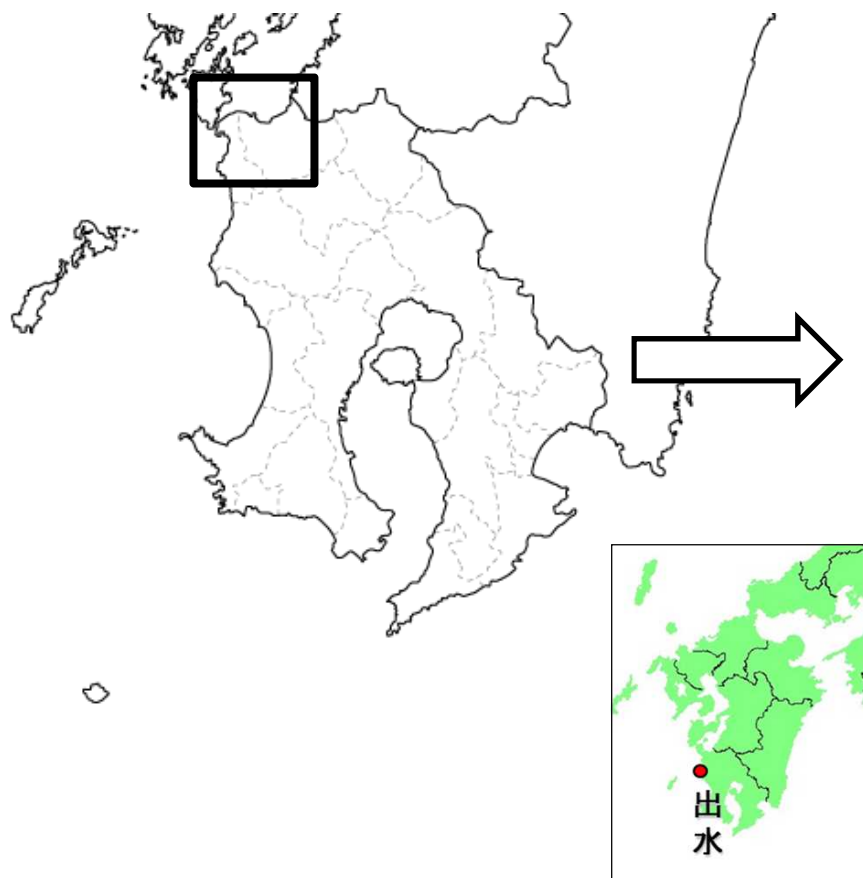


主な意見	意見の対応
<p>○近年、石鎚山系においてニホンジカ、ニホンザル、イノシシが目撃されるようになってきており、今後、下層植生の消失等が懸念される。</p> <p>○ソウシチョウが見られるようになっていることから、具体的な対策を提示して欲しい。</p> <p>○ニホンザルは場所によって単独ではなく、群れが見られる。</p>	<p>○これまでもセンサーカメラの設置を行っているが、今後も目撃情報の収集に努め、生態系被害がないか、モニタリングを実施していく。</p> <p>○ソウシチョウの生息動向の把握に努めていく。また、ソウシチョウの対策事例があるか収集する。</p> <p>○ニホンザルの目撃情報の収集に努める。指定書の記載を群れに変更した。</p>

国指定出水・高尾野鳥獣保護区 高尾野特別保護地区の再指定について

出水・高尾野鳥獣保護区(842ha)

出水・高尾野特別保護地区(53ha)



出水・高尾野鳥獣保護区 出水・高尾野特別保護地区の概要

- 位置

鹿児島県出水市

- 面積

特別保護地区
53ha(再指定)

- 存続期間

平成29年11月1日から
平成39年10月31日まで
(10年間)



出水・高尾野鳥獣保護区出水・高尾野特別保護地区の概要



ナベヅル

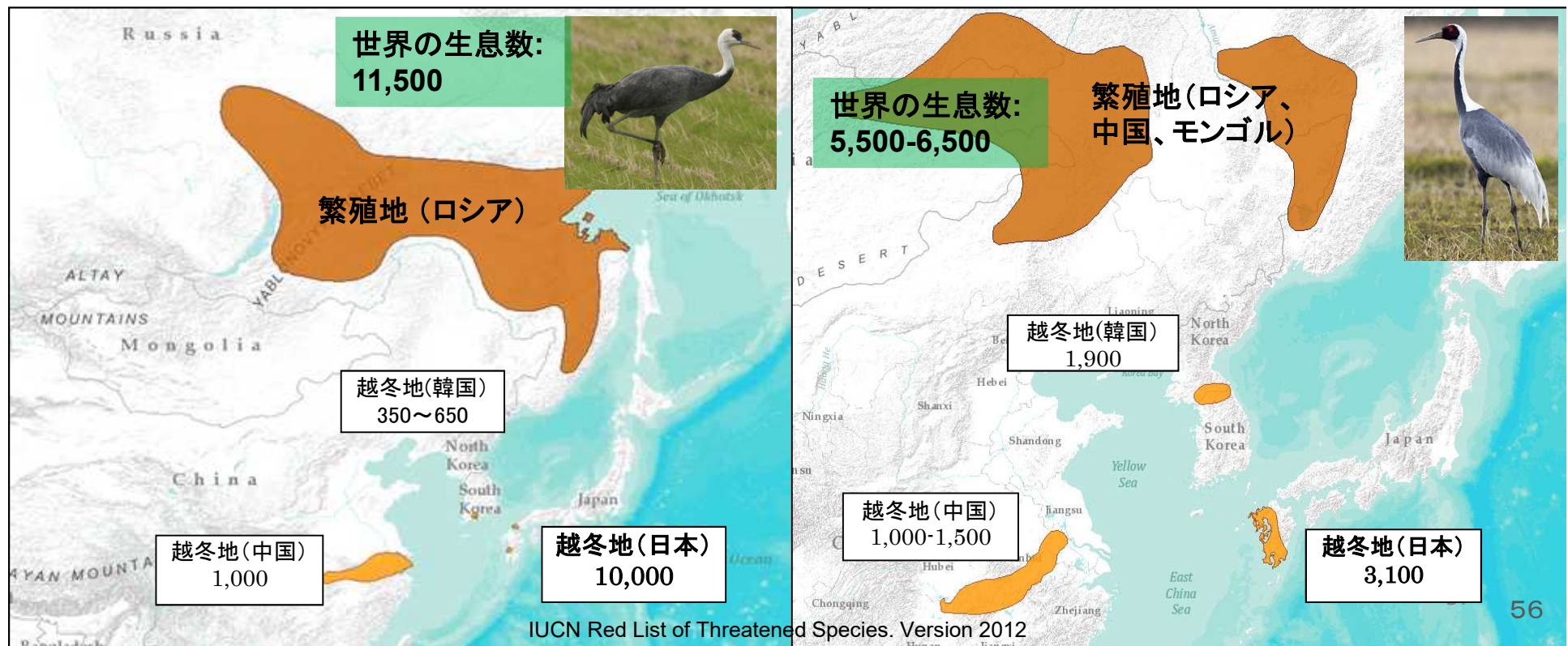
マナヅル

ナベヅル、マナヅルについて

- ・ナベヅルとマナヅルは絶滅危惧Ⅱ類
- ・世界の約90%のナベヅル、50%のマナヅルが出水で越冬

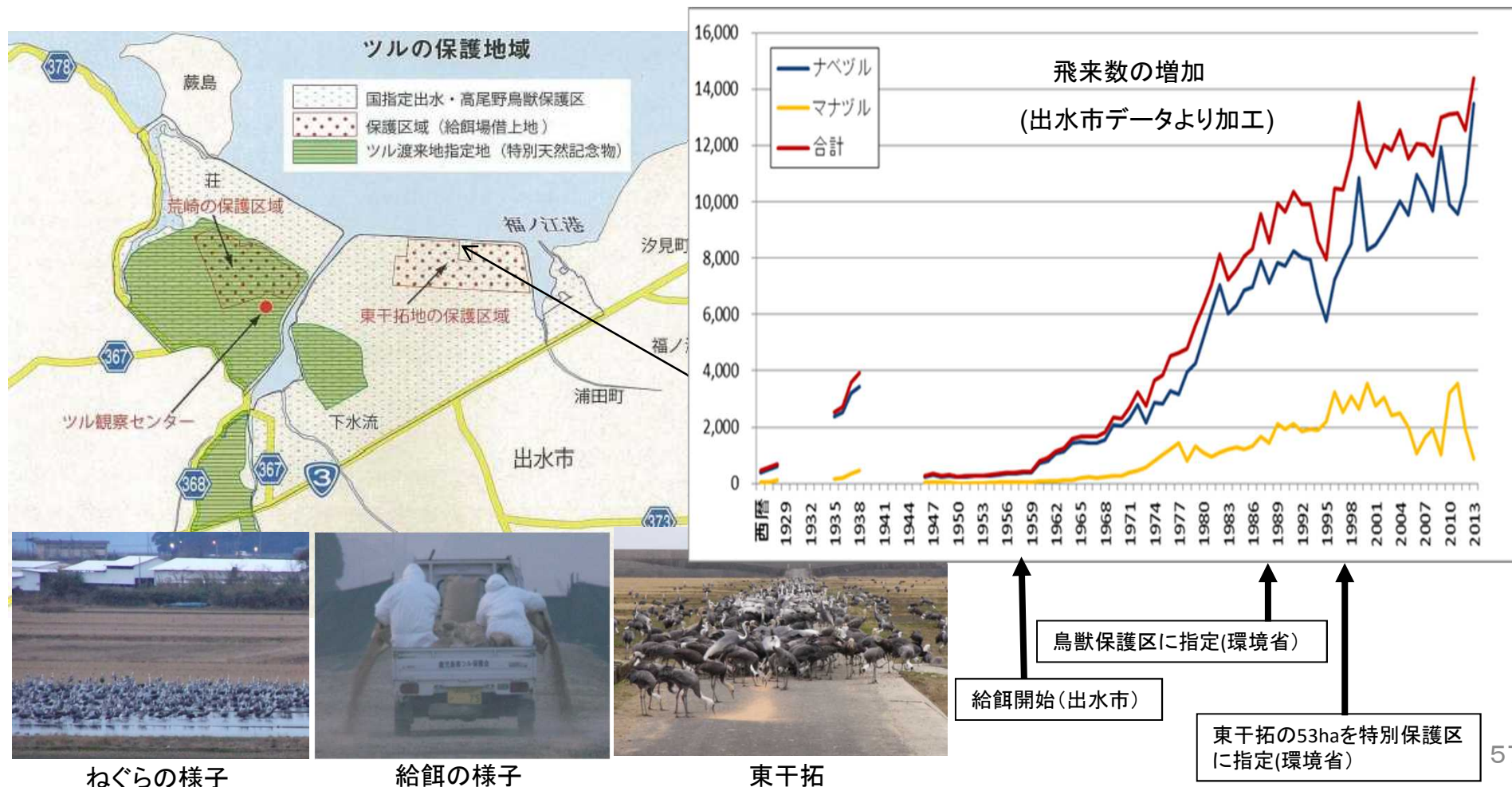
ナベヅル

マナヅル



ナベヅル・マナヅル保護の取組・経緯

- 昭和62年 出水・高尾野鳥獣保護区に指定
- 平成9年 出水・高尾野鳥獣保護区内の53haを特別保護地区に指定
(借上げ、ねぐら整備、給餌等実施)



ナベヅル・マナヅル保護の取組・経緯

- 平成13年 環境省、農水省、文化庁合同で調査研究を実施し、委員会を設置。ツル類の新越冬地形成等を実現するための諸方策を検討。
- 平成27年 改正鳥獣保護管理法の施行。
希少鳥獣保護計画の法定計画化。
- 平成28年 希少鳥獣保護計画の検討開始。
給餌制限、ツル類の一極集中、過密状態の解消を検討。

ナベヅル・マナヅル保護の取組・経緯

【目的】

- 出水でのツルとの共存、他地域での越冬地形成に関する課題と解決策等を関係者を交えて検討・整理し、すべての関係者が関わる取組の全体像となる**行動計画(アクションプラン)案**をとりまとめる。
- ワークショップ後に環境省では、アクションプラン案を踏まえて**保護計画案**を取りまとめ、関係者と連携しながら取組を実施予定。

【内容】

- 平成28年8月17日、18日の2日間で、ワーキンググループ(①「新越冬地形成」、②「ツルとの共存」、③「基礎調査」、場合によって課題ごとにサブグループを構成)の個別会合と全体会合を繰り返し、各グループでの議論とグループ間での情報共有を行いながら、最終的にアクションプラン案(5テーマ: 個体群管理、農業被害、資源活用、新越冬地、鳥インフルエンザ)を作成。
- 平成29年3月作成したアクションプラン案を元に保護計画案を作成。

【意見交換会】

作成したアクションプラン案と保護計画案について、意見交換会を実施

- 平成29年7月26日(出水市内): 出水市内のツル分散関係者を対象
- 平成29年8月2日(岡山市内): 中四国内の新越冬地関係者を対象
- 平成29年年11月9日(熊本市内): 九州内の新越冬地関係者を対象



出水・高尾野鳥獣保護区出水・高尾野特別保護地区の概要

●前回指定時からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員1名による巡視及び鳥獣調査、制札の点検(年間30人日程度)。
- ・希少鳥獣保護計画策定に向けたワークショップの開催。
- ・鳥獣保護区内で鳥インフルエンザ発生時における環境省・県・市協働による死亡野鳥パトロールの実施。



防鳥ネットの設置



<管理方針>

- 集団渡来地の保護区として、ナベヅル、マナヅルを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう管理。
- 鳥インフルエンザサーベイランスを通じて、区域内的の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握。
- 給餌制限を含む希少鳥獣保護計画を策定し、ツル類の一極集中、過密状態の解消を進める。
- ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、地元住民、関係機関等とともに検討。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成29年9月7日(木)
- 場 所：鹿児島県出水市クレインパークくいずみ
- 公述人：5名
(本人出席4名、代理出席1名)
- 意 見：賛成5名



主な意見	意見の対応
<p>○農作物被害対策の確実な実施を望む。</p> <p>○鳥獣保護区の沖では、ノリ養殖が行われているが、保護区から飛来するカモによるノリ食害が経営に支障をきたしていることから、食害防除や経営安定対策を望む。 また、カラスによる被害も発生している。</p>	<p>○これまでも防護資材を配布しているところであるが、今後も継続的に実施する。</p> <p>○鳥獣保護区外における直接の食害防除対策は困難であるが、保護区内の有害鳥獣捕獲については、申請等の手続について迅速な対応を行う。</p>

公告縦覧・パブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 公告期間：平成29年7月20日～8月2日(14日間)
- 縦覧場所：環境省野生生物課及び関係地方環境事務所
- 意見：0件

パブリックコメント

- 期間：平成29年7月20日～8月18日(30日間)
- 掲載場所：環境省ホームページ
- 意見：0件